瀬戸内トラストニュース

第６２号　２０１５年 ８ 月

環瀬戸内海会議事務局　700-0973　岡山市北区下中野 318－114　松本方　℡&fax　086-243-2927

辺野古埋め立て用土砂採取を止めよう！！
ー　署名第二次締め切りは９月末　ー

写真上段
　左　15.7.20 熊本県連絡会結成総会
　中　15.7.22 五島列島椛島採石場視察
　右　15.7.26 小豆島重箱山の採石場見上げる
写真下段
　小豆島町当浜地区採石場の一つ
　　（Google earth より）

「西日本各地からの辺野古埋め立て用土砂採取計画の撤回を求める署名」には７月末まで、北海道から沖縄まで 35 都道府県から３万筆を越える署名が寄せられています。

５月 31 日奄美市で、辺野古土砂搬出反対全国協議会が設立され、署名への賛同は全国に広がっています。大量に土砂採取予定の北九州市、熊本県、そして長崎県五島列島で運動が立ち上げられました。**９月末を第二次締め切りに、**引き続き**「西日本からの辺野古埋め立て用土砂採取計画の撤回を求める署名」を**呼びかけます。

講演会　「沿岸の生き物の多様性」

～　小豆島から辺野古へ土砂持ち出しを考える　～

日時：９月 20 日（日）13：30～15：30
　当日午前中、採石場視察を予定、ご希望の方はご連絡下さい
会場：土庄町総合会館（フレトピア会館）１階会議室（土庄本町）
講師：向井宏さん（海の生き物を守る会代表・北大名誉教授）
参加無料　資料代：５００円
　主催　小豆島の環境と健康を考える会　環瀬戸内海会議
　問合先　0879-62-1689　冨田　　086-243-2927　松本　まで

目　次

沖縄県　島ぐるみで辺野古新基地反対！闘う沖縄		2
辺野古埋立て土砂採取に、各地で反対の烽火		3
西日本の辺野古土砂採取地を旅して	阿部悦子	6
環瀬戸内海会議第 26 回総会報告	松本宣崇	7
Victory 岡山市・御津産廃処分場建設計画最高裁、業者の上告棄却　建設差し止め確定		9
第２６回総会記念講演「ごみ問題と瀬戸内法」	小倉　正	１０
超党派の「瀬戸内法改正案」に対して	松本宣崇	１１
小豆島・内海ダム建設反対裁判闘争 終結、しかし下流に不安　各地からのご案内		１２

沖縄県

島ぐるみで辺野古新基地反対！　闘う沖縄

沖縄県議会が土砂搬入規制条例可決　そして県知事は埋立て承認取り消しへ

沖縄県議会は６月定例会最終本会議の 13 日、与党が提出した県外からの埋め立て用土砂や石材の搬入を規制する条例案を与党と中立の公明県民無所属の賛成多数で可決、成立させた。条例は 11 月１日から施行される。沖縄の生物多様性保全の実効性を高めることが目的だが、米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古への新基地建設事業で用いる土砂を県外から搬入する際に、県への届け出という新たな関門が国に課される。国が埋め立て資材への特定外来生物の混入を防除できない場合、新基地建設作業に遅れが出る可能性もある。

条例は県外から埋め立て用の土砂や石材などの資材を搬入する際に、特定外来生物が付着、混入して県内に侵入することを防ぐ目的がある。外来生物法で搬送などが禁止されている特定外来生物113種が対象。公有水面埋め立て事業を実施する事業者に、特定外来生物を混入させないための調査や対策を実施させ、その内容などを資材搬入の 90 日前までに県知事に届け出る義務を課す。

条例の採決に先立ち、与野党が賛成、反対の討論を実施した。与党側は（１）条例は外来生物法の趣旨に沿っている（２）沖縄の生物多様性を保全する上で特定外来生物の侵入防除が重要（３）生物多様性保全の必要性は県民や事業者から一定の理解が得られている―などとして必要性を訴えた。

辺野古承認に「瑕疵」

第三者委、翁長知事に報告

来月にも撤回・取り消し

第三者委員会の大城浩委員長（左）から報告書を受け取る翁長雄志知事＝16日午前10時すぎ、県庁

名護市辺野古の新基地建設のため沖縄防衛局が出した公有水面埋め立て申請について、前県政が承認した手続きの瑕疵の有無を検証してきた第三者委員会の大城浩委員長は16日午前、翁長雄志知事に報告書を手渡した。埋め立て申請書は法の要件を満たさず、承認した手続きに法的瑕疵があると結論づけた。

報告書を受け取った翁長知事は会見で「顧問弁護士らの意見を聞き、内容を精査した上で対応を考える。最大限（報告書を）尊重することに変わりはない」と述べた。早ければ8月中にも承認の取り消しまたは撤回を判断する見通し。

委員会の報告書は①埋め立ての必要性に合理的な疑いがある②埋め立てで生じる利益と不利益を比べると合理的ではない③環境保全措置が適正と言い難い④法律に基づく既存の環境保全計画に違反している可能性が高い―などと指摘。公有水面埋立法上の瑕疵を認定した。普天間飛行場の移設の必要性をもって、ただちに辺野古の埋め立ての必要性があると判断した県の審査に欠陥があり、審査も不十分である点も挙げた。

同委員会は知事がことし1月に設置。法律や環境の専門家6人で構成され、6月までに12回開かれた。

2015.7.16 沖縄タイムス電子号外

沖縄タイムスは７月 16 日電子版で、辺野古埋立て承認の取り消しへの動きをいち早く伝えた。約半月遅れで、朝日新聞は大阪版８月２日付で、「承認取り消しの方針を固めた。取り消し表明は８月下旬以降か」と報じた。

自民党は特定外来生物の侵入防除の必要性には理解を示した上で（１）条例に辺野古に基地を造らせないという政治的な意図がある（２）審議日程が２日のみで審議不足である（３）県民や市町村、環境審議会、その他利害関係者の意見を聞いていない―などと指摘し、審議の継続を求めた。野党の自民党と中立の維新の党、無所属の嶺井光氏は反対し、無所属の呉屋宏氏と新垣安弘氏は退席した。

（琉球新報 WEB　2015.7.14 付　http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-245702-storytopic-3.html　を転載）

辺野古埋立て土砂採取に、各地で反対の烽火

辺野古埋立て土砂採取反対運動にカンパをお願いします

辺野古埋め立て

土砂搬出「撤回を」

全国7組織、連絡協設立

「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会を設立し、握手をする（左から）大津幸夫仮共同代表、向井宏顧問、阿部悦子仮共同代表＝31日、鹿児島県奄美市名瀬の奄美ポートタワーホテル

【奄美で金良孝矢】新基地建設に伴う、名護市辺野古の埋め立て用土砂が採取される予定になっている地域の環境団体など7組織で構成する「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会（阿部悦子、大津幸夫仮共同代表）が31日、鹿児島県奄美市で設立された。協議会は土砂搬出について「沖縄と日本各地の自然破壊、軍事基地の加担を強制する二重破壊だ」と批判し、政府に新基地建設と土砂搬出計画の撤回を求める決議文を採択した。

（26、27面に関連、23面に決議全文）

同協議会の阿部仮共同代表（環瀬戸内海会議共同代表）はあいさつで「ふるさとから辺野古に土砂を持っていくことは、私たちが加害者になることだ。搬出元で座り込むなど活動したい」と意気込みを語った。大津仮共同代表（自然と文化を守る奄美会議共同代表）は「運動をさらに広げる出発点となる」と結成の意義を語った。

決議文では「離島、農漁村は高度成長下で資材供給を担わされ、破壊と公害に苦しんできた」と指摘。「ようやく乱開発に歯止めがかかり、地域の主体的な振興の取り組みが始まりつつある。新たな大量の土砂供出は再びふるさとの荒廃を加速しかねない」と辺野古への土砂搬出を危惧し、計画の撤回を訴えている。

環瀬戸内海会議の阿部共同代表は、名護市辺野古への新基地建設に反対する署名運動に賛同する団体が関東、関西、九州などで22組織に上っていることを報告した。今後、賛同した組織が署名運動を展開することになるが、さらに母体となる賛同組織が広がる可能性もある。

会の構成組織は他に、京都府の「海の生き物を守る会」と兵庫県の「播磨灘を守る会」、福岡県の「門司の環境を考える会」、採石地の土砂崩れに悩まされる鹿児島県奄美市住用町の市集落の環境対策委員会、同県の龍郷町の海岸を守る「手広海岸を守る会」。

琉球新報 2015.6.1　一面トップで報道された

「辺野古埋立て土砂搬出反対全国連絡協議会」設立

沖縄タイムスや、奄美群島の地元紙、奄美新聞・南海日日新聞でもトップニュースで報じられた。

琉球新報には決議文全文も掲載された

「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会決議文

（全文）

ことし、日本は戦後70年の節目を迎えた。だが戦後の一貫した不戦・平和国家の追求は今、安倍自民党政権下で大きく揺らぎつつある。加えて軍事基地の大半を押し付けられた、沖縄の過重負担は変わらず、島民の圧倒的世論に反して100年耐用型の辺野古新基地建設さえ始まっている。

21世紀は何をさておいても、戦争のない世紀でなければならない。戦争こそ人間を狂気に駆り立て、尊厳を傷つけ、貧困を増長させ、未来をも混乱させる。私たちは平和希求の叫びを一層高らかにし、基地のない島を訴える沖縄の人々に寄り添い、反基地運動の一層連帯を誓う。

そうした中、辺野古新基地の埋め立てに供する土砂は、沖縄県内外、とりわけ西日本の広範な地域から、調達する計画を防衛省は表明した。対象地の離島、農漁村は高度成長下で資源供給を担わされ、破壊と公害に苦しんできた地方が少なくない。昨今ようやく乱開発に歯止めがかかり、地域の主体的な振興に取り組みが始まりつつあるが、こうした矢先、新たな大量の土砂供出は、再びふるさとの荒廃を加速しかねない。

沖縄・辺野古の海はジュゴンやサンゴ礁が群生する世界的にも貴重な海であり、小豆島は瀬戸内海を代表する国立公園で、奄美・沖縄は世界自然遺産登録を目指している。こうした風光明媚（めいび）、人々の原風景の各地の自然を、国は環境アセス一つなく、土砂供出を押し付けている。これは沖縄と日本各地の自然破壊、さらに軍事基地への加担を強制する二重破壊である。

私たち土砂搬出予定地および関連団体はきょうここに相集い、辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会を結成、政府に対し辺野古新基地計画・土砂搬出計画の即時撤回を強く訴える。以上、決議する。

「門司から土砂搬出反対」沖縄・辺野古埋め立て 北九州連絡協が発足

西日本新聞 WEB　2015 年 06 月 21 日　00 時 09 分　http://www.nishinippon.co.jp/nnp/f_sougou/article/176962

15.6.20 発足総会後、沖縄県民に連帯を呼び掛ける参加者

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設先、名護市辺野古沿岸部の埋め立てに使う土砂の採取先の一つとされる北九州市門司区の市民団体や住民が 20 日、搬出に反対する「北九州連絡協議会」を結成し、市内で発足総会を開いた。採取撤回を求める署名を６月末まで募り、国会に提出することなどを決めた。

総会には約 100 人が参加し、呼び掛け団体「門司の環境を考える会」の森下宏人会長ら４人を共同代表に選出。「戦争のために故郷の土砂を使わせてはならない」として、搬出と新基地建設の阻止に向けた運動を進めることを決議した。今後、全国連絡協議会とも連携し、街頭宣伝や学習会を実施する。

沖縄防衛局が 2013 年に沖縄県に出した埋め立て承認願書によると、全体で約 2100 万㎥の土砂採取を計画。採取地は同県内や九州が中心で、門司地区から最大で 740 万㎥を搬出するとしている。

＝2015/06/21 付　西日本新聞朝刊＝

熊本県で、天草御所浦島の土砂採取に反対して連絡協設立

辺野古の海を汚す加担者になってはいけない

2015.7.21
熊本日日新聞

辺野古沿岸部を埋め立てる土砂の搬出に反対する連絡協議会の結成総会＝20日午後、熊本市中央区

辺野古埋め立て

御所浦の土砂搬出反対

県内市民団体 連絡協を設立

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設先として、名護市辺野古沿岸部を埋め立てる土砂の採取予定地に天草市の御所浦島が入っている問題で、県内の約10の市民団体は20日、土砂搬出に反対する連絡協議会を設立した。「あまくさ九条の会」が呼び掛けた。今後、署名活動などに取り組む。

設立総会は熊本市中央区の県労働会館であり、約100人が参加。共同代表の板井優弁護士(65)が「（沖縄県が制定した）土砂搬入の規制条例には罰則がない。条例違反を広く訴え、搬入活動に圧力をかけていこう」と述べた。

参加者から「辺野古の海を汚す加害者になってはいけない」などの声が出た。その後、「世界ジオパークを目指す島から岩石を沖縄に持っていくな」とする決議を採択した。

政府は沖縄本島や熊本県のほか、香川、山口、長崎、鹿児島の各県と北九州市から計２０６２万立方㍍の土砂を買い取り、埋め立てに使う予定。御所浦島からは３００万立方㍍を搬入する。（後藤仁孝）

長崎県五島列島でも

五島・椛島の土砂使うな

辺野古埋め立て 反対住民が初会合

他県の採石場の写真を示しながら説明する阿部共同代表（左）＝五島市池田町、福江文化会館

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古沿岸部への移設問題で、国が沿岸部埋め立てに五島市椛島の土砂も一部使う計画があるとして、椛島からの土砂搬出に反対する住民らが22日、五島市内で初会合を開いた。関係者は反対署名活動や、県、市などに働き掛ける組織づくりを検討している。

新上五島町の自営業、歌野敬さん(64)が呼び掛け14人が参加。各地からの土砂搬出に反対している全国連絡協議会の阿部悦子共同代表(65)＝愛媛県＝が「戦争のために郷土の土砂は出してはいけない。環境破壊でもあり、沖縄だけの問題ではない」と訴えた。歌野さんは「椛島が予定地ということはあまり知られていない。計画に『なぜ』と思う人を増やしたい」と語った。

政府は沖縄本島のほか、本県や熊本、香川各県などから土砂を搬入する計画。取材に対し、防衛省沖縄防衛局は「（買い取りの）契約前であり、現時点では搬出予定地ではない」としている。（後藤洋平）

2015.7.23 長崎新聞

西日本の辺野古土砂採取地を旅して

環瀬戸内海会議共同代表　阿部悦子

7月20日から23日までと、26日の合計5日間、西日本の辺野古土砂採取地、天草諸島御所浦島、五島列島椛島、そして小豆島に行って来た。 5月には北九州門司と奄美大島にも。

熊本県天草市御所浦で

15.7.21 熊本県御所浦島採石現場を海上から視察

7月20日に熊本市内に10団体約100人が集まり、県連絡協議会が発足。共同代表になられた板井優弁護士は、「沖縄の土砂条例には罰則規定がなく、住民運動の力で補いたい」と提起された。翌 21 日には「天草9条の会」の生駒研二さんの案内で御所浦に。数キロに亘り1億年前の恐竜やアンモナイトの化石が発掘される山が採石されていた。

ここは、かつて対岸の水俣の被害を出した島であり、さらに核廃棄物最終処分所の候補地に挙った島である。また近年では火力発電所の焼却灰が持ち込まれたこともあり撤去させたという。これらの経験から島の多くの住民の間には、「なぜ、ここから辺野古に？」との反対の声が多いという。

五島列島・五島市で

15.7.22 長崎県五島市で準備会開催

15.7.22 五島列島椛島の採石場。海上からしか見えない

五島列島の環境を考える会（準備会）の共同代表は、下五島の佐藤洋夫さんと上五島の歌野敬さん。行き来がほとんどなかった2つの島がつながったことは画期的だという。

会場からは「人間としてこれ以上沖縄の地を侵していいはずはない、まだ知らない島民に知らせよう」との意見が出、群馬県からフクシマ震災を期に移住してこられ有機農家の方は「政府は事故のあとにも、知りたいことは何も知らせてくれなかった。問題を小さく見せかけ、なかったことにする。この国のあり方は腹立たしく、どう生きたらいいのか考えたい」といわれた。「五島9条の会」からも「平和を守る運動7を自分の島から」と訴えられ、市議会議員2人も参加された。

天草から五島に行く間に、署名の賛同団体である「苓北火電に反対する町民の会」の田嶋さん、荒木さん、「長崎沖縄連帯行動実行委員会」の中村さん、田代さんにもお目にかかり励ましあう。

香川県小豆島で

15.7.26 小豆島・灘山採石場

灘山の採石跡地。採石が進む 1990 年代に、冨田恒子さんたちの「小豆島の環境と健康を考える会」が、灘山の大規模採石地の問題を訴えたとき、環境省は「国立公園第二種特別地域から外してある」と答えたという。山の上に通っていた道の痕跡が左側にみえる。いかにも巨大採石地である。

15.7.26 小豆島　無残に剥ぎ取れられた重箱山

この山の名前は「重箱山」。「お重のような風情のある山が好きだった」と案内してくれた富田さん。「こんなに採石面積が広がって！」と、地元の人たちも驚いている。また、「今日は日曜なのに重機が動いている」とも。辺野古への搬出がらみなのか？それにしても、今は「重箱山」の名残りがあるが、いずれははげ山になってしまうのか。

いっしょに視察した山西さんが「砕石で島が痩せ細っているのが分かるでしょう」と言われた。

さらに小豆島には、他にはない特徴があった。採石場から海の近くまでベルトコンベアーの大きなパイプを通し、そこから船に直接積み込むように。しかもパイプは国道の下を通っている。これでは、問題の深刻さが地元の人にも分からない。この巧妙な仕掛けは、行政が指導したものか。

このように、小豆島の東海岸を中心に至る所にみえる巨大な採石場は、島の南側の「オリーブ園」や「２４の瞳」を売りにする観光地とはかけ離れた印象が強い。

採石場は産廃処分場と表裏の存在

小豆島の採石業会社の門前に産廃運搬車が停まっていた。広大な採石場は、さらなる「金儲け」に使われる可能性も大きい。

天草でも五島でも、核廃棄物の処分場計画が浮上した経緯がある。小豆島では鉄鋼スラグが持ち込まれようとして住民が阻止した。また、門司区では採石跡地がすでに巨大な産廃処分場になっている。考えてみたら豊島に大量に不法投棄された産廃も採石跡地に持ち込まれたものだ。

環境を守る視点のない「採石法」の改正を、今こそ視野に入れなければならないと感じる。

15.7.26 小豆島福田採石場地先海岸

香川県高松市で

15.7.26 午後　山本太郎と熱く語ろう！高松会場

26 日午後、小豆島から高松へ。午後から山本太郎氏の講演に参加した。私は伊方原発が、再稼働への秒読みに入ったこと、小豆島から辺野古への土砂搬出問題について話をした。会場では「辺野古土砂」反対の署名が 70 筆も集まる。また５人もの参加者が、この運動への協力を申し出て下さった。辺野古の映画を撮っている人や、街頭で辺野古問題を訴えている人も。船を出して撮影を提案してくれた人も。また多くの人が、この事実を知らなかったと声をかけて下さった。

私たちは、瀬戸内住民として小豆島や門司から辺野古への土砂搬出をさせてはならない。また天草から、五島から、奄美大島から辺野古に土砂を運ばせてはならない。私たちの故郷に戦争に使う砂は一粒もないのだ。

環瀬戸内海会議第 26 回総会報告

環瀬戸内海会議事務局長　松本宣崇

６月６～７日愛媛県西予市三瓶町において、第２６回総会が開催された。好天に恵まれた初日６日には、参加者は到着早々、三瓶町に住民の反対の声を無視して建設された南予エコの産廃焼却施設を視察、その日操業を再開したばかりの焼却施設から排出される悪臭の洗礼を受ける羽目になってしまった。

視察の後、末田一秀さんによる総会記念講演「ごみ問題と瀬戸内法」に熱心に耳を傾けた（講演報告は次頁）。講演には地元で産廃焼却施設に反対する「三瓶の水を守る会」「みかめの水といのちを守る女性の会」の皆様が大勢出席され、会場はほぼ満席という盛況であった。総会開催にご協力頂いた三瓶の皆様に感謝申し上げます。

７日午前、第 26 回総会を開催、服部豊幹事を議長に選任し、活発な議論が展開された。とりわけ、喫緊の課題として、昨年末の突然の解散で廃案となった自公による瀬戸内法改正案にどう対抗していくか、西日本各地からの辺野古埋立て用土砂採取に反対していく活動の強化に多くの時間を割いた。

瀬戸内法改正問題については、環瀬戸の主張をほぼ受け入れてくれた民主党議員を軸に、私たちの要望をさらに求めていくことにした。そのために首都圏での活動を強化することが求められ、その対外的なキーパースンとして、湯浅一郎氏（写真）の副代表就任を緊急動議として提案、満場一致で就任を承認し、出席していた本人から就任を快諾頂いた。

辺野古埋立て用土砂採取反対運動については、阿部共同代表が５月 31 日奄美市において「辺野古土砂搬出反対全国委連絡協議会」が設立され、採取予定地を抱える各県での運動の立ち上げと連携強化が確認されたことを報告し、了承された。今期の喫緊の課題として辺野古埋立て土砂採取反対署名に、全力で取り組んでいくことにした。

瀬戸内海沿岸各地の緊急を要する問題として、伊方原発再稼働問題、工事は中断しているが計画はそのまま、しかも埋め立て免許延長の判断が先延ばされている上関原発計画、近日、全ての裁判闘争が終了する内海ダム問題、姫路市夢前町や朝来市岩津の産廃処分場建設反対運動、豊岡市、西予市、宇和島市のごみ焼却施設問題の現状が報告され、現地の人たちに寄り添い、支援するとともに、ともに闘っていくことを確認した。

また、本年も沿岸各地の生物調査、そして、故藤岡義隆氏が半世紀余続けて来られた沿岸域の生物種数の調査を継続することを確認した。

最後に、今総会開催地・西予市三瓶の南予エコの産廃焼却施設に対する施設並びに操業許可に反対する総会決議の提案あり、了承、後日、阿部代表により起案、役員による協議で作成し、愛媛県に届けることとした。

環瀬戸内海会議・第25期（2014.4.1～2015.3.31）予算及び決算
並びに次期第26期（2015.4.1～2016.3.31）予算案

	勘定科目	補助科目	第25期予算 予算	第25期予算 決算	第26期予算
収入	前期繰越		55,498	55,498	91,012
	繰越一時借入金				380,000
	年会費		1,500,000	1,276,860	1,350,000
		団体	200,000	170,000	200,000
		個人	900,000	656,000	700,000
		総会	400,000	450,860	450,000
	事業収入		245,000	468,126	170,000
		集会シンポ等	15,000	147,526	30,000
		出版事業収益繰入	180,000	300,000	110,000
		物品販売	50,000	20,600	30,000
	寄付・カンパ		550,000	348,550	400,000
	雑収入		5,000	29,984	10,500
		雑収入	4,500	10,000	10,000
		受取利息	500	484	500
	一時借入金		0	380,000	0
合計			2,355,498	2,559,018	2,401,512

支出	仕入高		45,000	0	50,000
	会議費		570,000	470,233	510,000
		役員会	80,000	63,725	60,000
		総会	490,000	375,678	450,000
	活動費		350,000	329,645	350,000
		旅費交通費	350,000	329,645	350,000
	共闘費		20,000	99,168	20,000
		諸会費	15,000	18,000	15,000
		寄付金	5,000	81,168	5,000
	雑支出		5,000	78,575	5,000
		機材購入費	0	13,800	0
		雑支出	5,000	64,775	5,000
	機関紙費		630,000	585,831	560,000
		封筒・振替用紙印刷	60,000	61,344	60,000
		印刷費	240,000	211,793	200,000
		発送費	330,000	312,694	300,000
	事務所費		120,000	120,000	120,000
	事務局費		351,000	404,554	361,000
		通信費	140,000	150,839	150,000
		事務消耗品費	75,000	83,000	75,000
		資料費	3,000	13,587	3,000
		印刷費	130,000	150,919	130,000
		支払手数料	3,000	2,852	3,000
支出小計			2,091,000	2,088,006	1,976,000
	借入金返済・未払金支払		200,000	400,000	380,000
合計			2,291,000	2,488,006	2,356,000
差引残金（次期繰越）			64,498	71,012	45,512

監　査　報　告

環瀬戸内海会議第25期（2014年度）会計を厳正に監査したところ、
帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監　査　前田俊英　（2015年5月7日）　　監　査　岡禮子

愛媛県西予市三瓶町　南予エコに対する
産廃焼却炉設置並びに産廃業の許可取り消しを求める
決　　議　　文

６月７日、環瀬戸内海会議は、西予市三瓶町において、第２６回総会を開催しました。

西予市三瓶町の南予エコ産廃焼却炉問題では、愛媛県と事業者が住民への説明責任を一貫して怠ってきました。そのような中、昨年の試験操業でダイオキシンが基準値以上に排出されたことが明らかになり、その後も、度重なり悪臭などを発生させています。

南予エコ焼却炉が立地する２ｋｍ下流域に暮らす三瓶町住民は、ダイオキシンや悪臭・刺激臭の発生、住民約 6000 人の水道水の汚染などを危惧し、再三にわたり施設設置許可を取り消すよう愛媛県に求めてきました。

にもかかわらず、住民の環境と健康への不安と疑念を放置したまま、昨年 12 月 26 日、愛媛県は南予エコに対し操業許可を下し、今日に至っております。

われわれ環瀬戸内海会議は、今総会で南予エコ産廃焼却炉が、豊かで美しい自然に恵まれた三瓶町の人々の生存を脅かしていることを確認しました。

当会の会員らは、総会の前日６月６日、南予エコの焼却炉を視察しました。前日５日に焼却を開始した南予エコ焼却炉の周辺で、聞き取りをした全ての会員が、強い刺激臭により吐き気を催すなど、体調に異変を感じました。

このような焼却炉は、これだけで「欠陥施設」だと断じるべきです。

加えて、住民団体から提出された行政不服審査請求と改正行政手続法に基づく申請に対して、愛媛県はこれに全く答えないまま事業者の焼却を許していることについて、強く抗議の念を禁じえません。

環瀬戸内海会議は、第 26 回総会の名において、三瓶町と瀬戸内海の環境を守る立場から、愛媛県に対して今後、南予エコに対する施設設置許可並びに産廃業の許可の一刻も早い取り消しを求めていくことを決議します。

2015 年 6 月 7 日　　（決議文は６月１７日、愛媛県に提出しました）

岡山市･御津産廃処分場建設計画
最高裁、業者の上告棄却
建設差し止め　確定

皆様のご理解とご協力に感謝しております。

産廃業者（株式会社　西日本アチューマットクリーン）は、平成 25 年 12 月 26 日に言い渡された建設差し止めの高裁判決を不服とし、最高裁判所へ上告していました。

約１年半経った平成 27 年７月 14 日､最高裁判所は産廃業者の上告を裁判官全員一致の意見で棄却し、御津虎倉産廃処理施設の建設差し止めが確定しました。

産廃処理施設の建設計画が浮上してから 14 年、皆様の協力なくしては勝ち取ることのできなかった会心の勝利です。本当にありがとうございました。　（15.7.16　御津産廃阻止同盟ニュース号外より）

注）　御津産廃処分場計画では､岡山市を相手に事業許可取消請求(住民側､二審敗訴)と､業者を相手に建設差止請求(住民側､二審勝訴)の二つの訴訟が争われ､住民側と業者双方が上告。事業許可に関する最高裁の判断はまだ示されていないが､もはや建設は不可能だ。

第26回総会記念講演「ごみ問題と瀬戸内法」

幹事　小倉　正

2 月にも現地でごみ問題の講演をして頂いた末田一秀さんに６日総会の記念講演をして頂きました。

１．三瓶町の産廃焼却炉問題

水俣病を発見した細川医師の生誕地、愛媛県西予市三瓶町で問題になっている南予エコ社の産廃焼却炉（ガス化燃焼方式）の問題の解説。

南予エコは「施設許可」申請に際して、焼却能力を 2000kg/hr 未満）と少なめにしていた。最大焼却能力（2000kg/hr 以上）に応じ厳しいダイオキシン規制値（1ngTEQ/㎥）を適用していればば、設計値（2ngTEQ/㎥）がすでに規制値を越えていることは明白であった。その問題点を突いて、今年２月地元の女性の会が始めた「施設許可」に対する異議申し立てから、愛媛県を相手取った施設許可取消を求める民事裁判へと進んでいる。

この関連で行った、今年５月 11 日改正の「行政手続法」を活用した申し出という手法が興味深い。

この改正条項を使って、異議申し立ての期限（60日）が過ぎている「施設許可」について物申すことができる。法令違反が分かった時点で、不正な手段により受けた施設の許可を取り消さなければならないとする廃棄物処理法 15 条３項を発動すべき、との申し出を二の矢として放っている。

県の対応が遅れているのは取り扱いに困っているのではないか、仮に今後行政不服審査請求が却下されても、環境省への再不服審査請求、裁判闘争へもつなげることが出来ると説明した。

地元からの満員の聴衆のために、と質疑応答時間の全部をこのテーマに割いた。関係者からの補足説明と質問がそれぞれ出てきて、運動の動きが分かりやすかったと思います。

２．瀬戸内法改正の各種論点について

三瓶町がある宇和海も、法律上は瀬戸内法の対象地域である。そもそも瀬戸内法とは、73 年に初めて議員立法でできた地域限定の海の環境法。一番矛盾が集積しているのが大阪湾、極力避けるべきはずの大規模な海面埋め立ても 38 件続いている。廃棄物の埋立ては、公害防止に役立つとして容認されている。

海面処分場による海流の変化が、水質悪化に影響があることは、環境アセスメントのデータでも明らかだが、埋め立て全面禁止という環瀬戸の長年の主張は自公による瀬戸内法改正案には盛り込まれていない。自公が提出した昨年の法案は解散で一端廃案になったが、今はこれまで反対してきた民主党を含む超党派の議員連盟も出来、新たな法案が提出される予定だ。

この改正案は、すでに「瀬戸内海環境保全基本計画」見直しの中で行政側が先取りしている、という見方から、末田さんは条文の主張を読み解いた。基本計画ではすでに海砂採取の禁止は明文化されていると指摘した。

✦自公改正案で提案している主な論点

１）栄養塩類削減による海苔の色落ち被害を止める水質「管理」

赤潮、実績は横ばいだが、貧栄養化防止のため、これ以上の富栄養化削減条項を削ろう、という兵庫県海苔養殖者の主張を受けた変更。

これまで窒素・リンの削減を進めてきた結果、窒素、リンも減っているが、栄養塩が減ったとし

て、兵庫県では下水道三次処理を季節毎に停止？するなどの提案もあり、曲がり角にある。

現在の第七次の総量削減目標では、大阪湾については更に減らす、それ以外は現在の水質を維持するとの目標となっている。

元になっているのは「里海論」（柳哲雄 1998)、これ自体間違いというわけではない。海苔は冬場に栄養塩が足りないというが、一律の規制値を決めるのではなく、湾、灘ごとに地域の目標値を作らなければならない。対象魚種によって目標値も異なり、答えは一つではない。

２）環境「再生・創出の事業」の推進

海砂利採取や埋め立てによる深掘りの窪地が海底にあり、そこが青潮の発生源となる。大阪府漁連は 21 箇所の窪地の埋め戻しを要望。現在、航路浚渫土砂で順次埋め戻しているが、鉄鋼連盟が提案する鉄鋼スラグを埋め戻し材に使用、これが問題。廃棄物の海洋投棄は禁止されているが、鉄鋼スラグを PH 調整し、有害物質の溶出を止めた埋め立て用製品の実証実験が各地で進められている。

✦環瀬戸としての対応策

１）海苔の色落ちについて、干潟が減った、藻場が減ったこと、地球温暖化の影響で海水温も１℃上昇の影響など、問題を科学的に解明すべきというだけでなく、利害関係者が意見調整して合意形成をできるような体制をどうやって作っていくかが課題。「私たち住民はこう考える」ということをとりまとめて、中身で勝負していくことが必要だろう。

２）「再生・創出の事業」には要注意であり、実験を見ていこう。

超党派の「瀬戸内法改正案」に対して

環瀬戸内海会議事務局長　松本宣崇

昨年末突然の解散で廃案となった自公による瀬戸内法改正案、成立を目指し 4 月中旬に民主・維新両党も参加した超党派の議員連盟が立ち上げられ、新たに今通常国会中に提案される。

昨年来のロビー活動を通して、自公案では、埋め立てについて何ら検証されていないこと、赤潮発生防止のための富栄養化条項は削除すべきでないこと、再生・創出の事業を各所に盛り込んでいるが内容が不明であること、かつ鉄鋼スラグの利用は排除すべきであること、そして事業というなら埋め立て遊休地の磯浜復元を明記すべき、環境保全計画作成への住民参加とりわけ環境 NGO の参加を明記することなどを訴えてきた。

新たな改正案では、埋め立てや産廃の海域埋め立て処分については全く言及されず、現状のまま。「埋め立ては環境に十分配慮」とした現行法成立後から 40 年余の埋め立ての検証がされず、戦後 60 余年にわたり続けられてきた人為的な活動による海の破壊の歴史的変遷を包括的に捉える作業がなされたとは言い難い。私たち環瀬戸としては、この改正が果たして瀬戸内海の環境回復・保全に寄与するのか、首をかしげざるを得ない。

しかし、富栄養化条項は削除されないことになったこと、「生物多様性の確保」「貧酸素水塊」といった文言を初めて法に盛り込むことになったこと、各府県の環境保全計画策定に際し「幅広く住民の意見を求めること」が盛り込まれたことなど、一昨年来のロビー活動を通じての成果として、評価すべきであろう。

とはいえ、未利用埋立て地の磯浜への復元は明記されず、鉄鋼スラグの海への利用の推進か否か明確ではなく、計画策定のための協議会を構成する関係者が不明瞭など、幾多の問題を残している。

8 月下旬には参院環境委員会審議入りと思われるが、衆参両院環境委員会委員への要望を強めるとともに、加えて委員会審議の傍聴など、審議の市民監視を図っていきたい。

小豆島・内海ダム建設反対裁判闘争 終結、しかし下流に不安

６月 22 日高松地裁で、内海ダム公金支出返還差止請求住民訴訟の判決言い渡しがあり、不当にも住民の訴えは「棄却」されました。反対運動を担った地元住民の高齢化もあって、苦渋の選択で「控訴を断念」、一連の裁判闘争は終結となり、計画浮上から１５年余の闘いは、終りを告げることになりました。

とはいえ、ダム本体建設による、井戸水の濁りや突風の発生など日常的に起きる暮らしへの被害、ひび割れや漏水が相次ぎ、ダム堤体の脆弱性は将来に不安を残したままです。「ダムを空っぽにしておけ」と、言い続けていく必要があると考えています。

新内海ダムに反対し立木トラストに参加頂いた皆様、そして裁判闘争にカンパを寄せて頂いた皆様には、十二年余にわたる反対運動へのご支援に深く感謝申し上げます。
引き続き、会報の購読ご希望の方は、会費納入をお願いいたします。

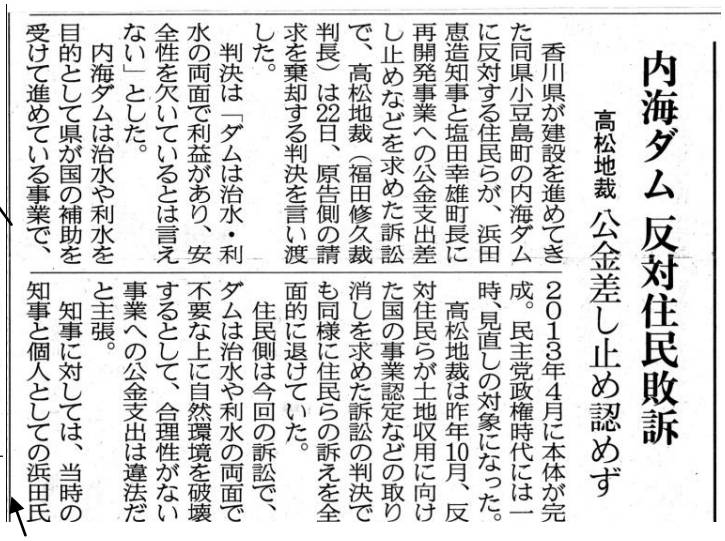

内海ダム 反対住民敗訴

高松地裁 公金差し止め認めず

香川県が建設を進めてきた同県小豆島町の内海ダムに反対する住民らが、浜田恵造知事と塩田幸雄町長に再開発事業への公金支出差し止めなどを求めた訴訟で、高松地裁（福田修久裁判長）は22日、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。

判決は「ダムは治水・利水の両面で利益があり、安全性を欠いているとは言えない」とした。

内海ダムは治水や利水を目的として県が国の補助を受けて進めている事業で、2013年4月に本体が完成。民主党政権時代には一時、見直しの対象になった。

高松地裁は昨年10月、反対住民らが土地収用に向けた国の事業認定などの取り消しを求めた訴訟の判決でも同様に住民らの訴えを全面的に退けていた。

住民側は今回の訴訟で、ダムは治水や利水の両面で不要な上に自然環境を破壊するとして、合理性がない事業への公金支出は違法だと主張。

知事に対しては、当時の知事と個人としての浜田氏に対し、県がこれまでに支出した本体工事費など計約78億円を返還請求するよう原告は訴えていた。また町長にも当時の町長と個人としての塩田氏に、町がこれまでに予算計上した負担金計約4億3千万円返還請求することも求めていた。

2015.6.23 山陽新聞

各地からのご案内

☆8月31日(月) 講演会「辺野古新基地建設の問題点を探る」～ 土砂の採取、埋め立てによる環境への影響を考える ～ 18：30～ 豊島公会堂（東京都） 講師 沖縄県議 湯浅一郎 辺野古テント村から 資料代 500 円 主催：フォーラム平和・人権・環境 一坪反戦地主会関東ブロック ピースボート 辺野古への基地建設を許さない実行委員会（連絡先 TEL03-5289-8222 平和フォーラム）

☆9月12日(土) 辺野古基地建設反対国会包囲ヒューマンチェーン第二弾 （予定） ☆9月20日(日) 講演会「沿岸の生き物の多様性」～小豆島から辺野古埋立て用土砂持ち出しを考える～ 13：30～ 土庄町総合会館 講師 向井宏さん（海の生き物を守る会代表・北大名誉教授）、主催 小豆島の環境と健康を考える会 環瀬戸内海会議 ☆10月6日(火) 宇和島ごみ処理施設反対立木トラスト被明渡請求 第１０回口頭弁論 13：45～ 松山地裁宇和島支部

2015 年度会費納入のお願い

年会費（一口） 個人 4,000 円 団体 10,000 円

―― 何 口 で も 可 ――

財政が逼迫しています。カンパ熱烈大歓迎！！

環瀬戸内海会議公式 HP を再開しました

HP アドレス：

http://www.setonaikai-japan.net/

「環瀬戸内海会議」で検索して下さい

ご連絡は、下記の E メールアドレスにお願い致します。

すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封していますが、環瀬戸の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願いします。ご理解のうえ、**カンパにご協力をお願いいたします。**

瀬戸内トラストニュース 第６２号 2015 年８月１日発行 ／ 発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子（愛媛県） 石井 亨（香川県）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp 事務局・松本

HP アドレス http://www.setonaikai-japan.net/

会費等振込先 ゆうちょ銀行 口座№ 01600－5－44750 名義 環瀬戸内海会議

銀行口座からのお振込は、ゆうちょ銀行 169 店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで